

（傍線部分は改正部分、現行欄の二重傍線部分は削除部分）

| 改正後  | 現行   |
|--|--|
| <p>電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について</p> <p>1. 定款に記載されている内容について、業務の運営が公正かつ適正に行われることが確実であると認められることの基準</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 総会に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。</p> <p>①～④ [略]</p> <p>⑤ 一の事業者及びその子法人等（一の事業者が法人等（法人、組合その他の事業体をいう。以下この⑤において同じ。）の<b>出資割合</b>の過半数を有する場合における当該法人等をいい、一の事業者及びその子法人等又は一の事業者の子法人等が法人等の<b>出資割合</b>の過半数を有する場合における当該法人等は、当該一の事業者の子法人等とみなす。以下この⑤において同じ。）が上記（2）③の同一のグループに属する場合であって、会員が、当該一の事業者及びその子法人等の集団に属するときは、当該集団に属する会員のうち、一の会員が議決権を有する旨、ただし、（2）③の送配電事業者グループにおいて、一般送配電事業者が該当する場合にあっては、当該一般送配電事業者が議決権を有する旨</p> <p>⑥・⑦ [略]</p> <p>⑧ <u>発電等用電気工作物（発電用の電気工作物及び蓄電用の電気工作物をいう。以下同じ。）</u>を設置する者等であって会員ではないものが、総会に参加して、意見を述べる旨</p> <p>⑨ [略]</p> <p>(4) 役員に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。</p> <p>① 役員に関する次に掲げる事項</p> <p>イ・ロ [略]</p> <p>ハ 電気事業者との間で雇用契約がある者は、役員となることができない旨及び役員は、その<b>退任後2年間</b>、電気事業者等の役職員となることを認めないこととするなど、その退任後も推進機関の中立性を確保するために必要な事項</p> <p>ニ～ト [略]</p> <p>② 理事会に関する次に掲げる事項</p> <p>イ・ロ [略]</p> <p>ハ 少なくとも次に掲げる事項を理事会の決議事項とする旨</p> <p>(i)～(viii) [略]</p> <p>(ix) 地域間連系線及び地内基幹送電線（※）（以下「地域間連系線等」という。）に関する長期の整備計画及び第28条の48第1項に規定する広域系統整備計画（以下「地域間連系線等の整備計画」という。）に関</p> | <p><u>別添2</u></p> <p>電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について</p> <p>1. 定款に記載されている内容について、業務の運営が公正かつ適正に行われることが確実であると認められることの基準</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 総会に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。</p> <p>①～④ [略]</p> <p>⑤ 一の事業者及びその子法人等（一の事業者が法人等（法人、組合その他の事業体をいう。以下この⑤において同じ。）の<b>議決権</b>の過半数を有する場合における当該法人等をいい、一の事業者及びその子法人等又は一の事業者の子法人等が法人等の<b>議決権</b>の過半数を有する場合における当該法人等は、当該一の事業者の子法人等とみなす。以下この⑤において同じ。）が上記（2）③の同一のグループに属する場合であって、会員が、当該一の事業者及びその子法人等の集団に属するときは、当該集団に属する会員のうち、一の会員が議決権を有する旨、ただし、（2）③の送配電事業者グループにおいて、一般送配電事業者が該当する場合にあっては、当該一般送配電事業者が議決権を有する旨</p> <p>⑥・⑦ [略]</p> <p>⑧ <u>発電用の電気工作物を設置する者等であって会員ではないものが、総会に参加して、意見を述べる旨</u></p> <p>⑨ [略]</p> <p>(4) 役員に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。</p> <p>① 役員に関する次に掲げる事項</p> <p>イ・ロ [略]</p> <p>ハ 電気事業者との間で雇用契約がある者は、役員となることができない旨及び役員は、その<b>退任後</b>、電気事業者等の役職員となることを認めないこととするなど、その退任後も推進機関の中立性を確保するために必要な事項</p> <p>ニ～ト [略]</p> <p>② 理事会に関する次に掲げる事項</p> <p>イ・ロ [略]</p> <p>ハ 少なくとも次に掲げる事項を理事会の決議事項とする旨</p> <p>(i)～(viii) [略]</p> <p>(ix) 地域間連系線及び地内基幹送電線（※）（以下「地域間連系線等」という。）に関する長期の整備計画及び第28条の47第1項に規定する広域系統整備計画（以下「地域間連系線等の整備計画」という。）に関</p> |

する事項

(※) 使用電圧が250キロボルト以上のもの及び最上位電圧から2階級までのもの。ただし、供給区域内の最上位電圧が250キロボルト未満の場合は最上位電圧のみ。

(x) ~ (xii) [略]

(x iii) 将来の一定期間における需要に対する供給力が不足することが明らかになった後、入札の実施その他の方法により、発電等用電気工作物の 新增設並びに当該電気工作物の維持及び運用、既存の発電等用電気工作物の 維持及び運用又は休止若しくは廃止している発電等用電気工作物の 再起動並びに当該電気工作物の維持及び運用を行う者その他の供給能力を有する者を募集するための仕組み（以下「電源入札等」という。）に関する事項

(x iv) ~ (x vi) [略]

ニ～ヘ [略]

(5) 評議員会に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

①・② [略]

③ 評議員会は、少なくとも次に掲げる事項を定期的に審議する旨

イ～ホ [略]

ヘ 電源入札等による落札者等が維持し、及び運用する発電等用電気工作物の 維持・運用に係る進捗状況や稼働状況、その他の供給能力を有する者の供給能力の確保状況

④～⑦ [略]

(6) ~ (8) [略]

(9) 業務上の余裕金の運用をするに当たっては、第28条の5.5の規定を、再生可能エネルギー電気特措法第15条の6第2項に規定する解体等積立金並びに再生可能エネルギー電気特措法第31条第1項及び第38条第1項に規定する納付金の運用をするに当たっては、再生可能エネルギー電気特措法第15条の1.5及び第41条の規定を、それぞれ遵守することが記載されていること。

(10) [略]

2. 業務規程に記載されている内容について、業務の運営が公正かつ適正に行われることが確実であると認められることの基準

(1) ~ (3) [略]

(4) 第28条の40第1項第4号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

①～⑪ [略]

⑫ 推進機関は、次に掲げる場合に広域系統整備計画策定の手続（以下「計画策定プロセス」という。）を開始する旨

イ 以下のいずれかの場合

(i) 複数の発電等用電気工作物の 計画外停止が発生し、一般送配電事業者の供給予備力を超える大幅な供給力が喪失した際に、連系線が運用

する事項

(※) 使用電圧が250キロボルト以上のもの及び最上位電圧から2階級までのもの。ただし、供給区域内の最上位電圧が250キロボルト未満の場合は最上位電圧のみ。

(x) ~ (xii) [略]

(x iii) 将来の一定期間における需要に対する供給力が不足することが明らかになった後、入札の実施その他の方法により、発電用の電気工作物の 新增設並びに当該電気工作物の維持及び運用、既存の発電用の電気工作物の 維持及び運用又は休止若しくは廃止している発電用の電気工作物の 再起動並びに当該電気工作物の維持及び運用を行う者その他の供給能力を有する者を募集するための仕組み（以下「電源入札等」という。）に関する事項

(x iv) ~ (x vi) [略]

ニ～ヘ [略]

(5) 評議員会に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

①・② [略]

③ 評議員会は、少なくとも次に掲げる事項を定期的に審議する旨

イ～ホ [略]

ヘ 電源入札等による落札者等が維持し、及び運用する発電用の電気工作物の 維持・運用に係る進捗状況や稼働状況、その他の供給能力を有する者の供給能力の確保状況

④～⑦ [略]

(6) ~ (8) [略]

(9) 業務上の余裕金の運用をするに当たっては、第28条の5.4の規定を、再生可能エネルギー電気特措法第15条の6第2項に規定する解体等積立金並びに再生可能エネルギー電気特措法第31条第1項及び第38条第1項に規定する納付金の運用をするに当たっては、再生可能エネルギー電気特措法第15条の1.5及び第41条の規定を、それぞれ遵守することが記載されていること。

(10) [略]

2. 業務規程に記載されている内容について、業務の運営が公正かつ適正に行われることが確実であると認められることの基準

(1) ~ (3) [略]

(4) 第28条の40第1項第4号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

①～⑪ [略]

⑫ 推進機関は、次に掲げる場合に広域系統整備計画策定の手続（以下「計画策定プロセス」という。）を開始する旨

イ 以下のいずれかの場合

(i) 複数の発電機の 計画外停止が発生し、一般送配電事業者の供給予備力を超える大幅な供給力が喪失した際に、連系線が運用容量まで使用

容量まで使用されたにも関わらず電気の供給支障が発生した場合（再閉路により供給支障が解消した場合を除く。）

(ii) [略]

ロ 推進機関が、以下のいずれかに該当し、広域的な電力取引の環境整備が必要と認める場合

(i) [略]

(ii) 電気供給事業者からの申出により、電気供給事業者の発電等用電気工作物の出力制限量や他の検討案件において増強の計画がないことを確認の上、広域系統整備を検討する必要性について評価した結果、上記(i)に相当する場合

(iii) [略]

ハ・ニ [略]

⑬～⑳ [略]

(5) [略]

(6) 第28条の40第1項第5号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

① [略]

② 電源入札等の実施に関する少なくとも次に掲げる事項を定める旨

イ [略]

ロ 電源入札等の対象は、発電等用電気工作物を維持し、及び運用する者その他の供給能力を有する者とする旨

ハ 推進機関は、次に掲げる場合には、電源入札等の検討を開始しなければならない旨

(i) 推進機関が以下の場合であって電源入札等の検討の開始が必要であると認めた場合

(a) [略]

(b) 10年を超えて長期的・計画的に整備を要する発電等用電気工作物や、大規模自然災害への対応など、政策方針に基づき検討を開始する必要性が認められる場合

(ii)・(iii) [略]

ニ [略]

ホ 推進機関は、定期的に、入札した発電等用電気工作物の維持・運用に係る進捗状況や稼働状況、その他の供給能力を有する者の供給能力の確保状況を委員会に報告する旨

ヘ [略]

(7)・(8) [略]

(9) 第28条の40第1項第8号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

①～⑥ [略]

⑦ 系統アクセス業務に関する次に掲げる事項

イ 電力系統への連系を希望する者（以下「系統連系希望者」という。）から1万キロワット以上の発電等用電気工作物の系統アクセスに係る申込みがあった

されたにも関わらず電気の供給支障が発生した場合（再閉路により供給支障が解消した場合を除く。）

(ii) [略]

ロ 推進機関が、以下のいずれかに該当し、広域的な電力取引の環境整備が必要と認める場合

(i) [略]

(ii) 電気供給事業者からの申出により、電気供給事業者の発電設備等の出力制限量や他の検討案件において増強の計画がないことを確認の上、広域系統整備を検討する必要性について評価した結果、上記(i)に相当する場合

(iii) [略]

ハ・ニ [略]

⑬～⑳ [略]

(5) [略]

(6) 第28条の40第1項第5号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

① [略]

② 電源入札等の実施に関する少なくとも次に掲げる事項を定める旨

イ [略]

ロ 電源入札等の対象は、発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者その他の供給能力を有する者とする旨

ハ 推進機関は、次に掲げる場合には、電源入札等の検討を開始しなければならない旨

(i) 推進機関が以下の場合であって電源入札等の検討の開始が必要であると認めた場合

(a) [略]

(b) 10年を超えて長期的・計画的に整備を要する発電用の電気工作物や、大規模自然災害への対応など、政策方針に基づき検討を開始する必要性が認められる場合

(ii)・(iii) [略]

ニ [略]

ホ 推進機関は、定期的に、入札した発電用の電気工作物の維持・運用に係る進捗状況や稼働状況、その他の供給能力を有する者の供給能力の確保状況を委員会に報告する旨

ヘ [略]

(7)・(8) [略]

(9) 第28条の40第1項第8号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

①～⑥ [略]

⑦ 系統アクセス業務に関する次に掲げる事項

イ 電力系統への連系を希望する者（以下「系統連系希望者」という。）から1万キロワット以上の発電用の電気工作物の系統アクセスに係る申込みがあった

場合、一般送配電事業者又は配電事業者との間で上記⑥への広域的な周波数調整による接続の可能性も含めた検討の上、系統情報ガイドライン及び「発電設備」の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針」（2015資電部第16号。以下「費用負担ガイドライン」という。）も踏まえた必要な検討を行い、当該系統連系希望者に対して、原則3ヶ月以内に回答を行う旨

- ロ 推進機関が系統アクセスの受付を行う場合は、「電気事業法第28条の46第1項の規定による送配電等業務指針の認可の基準について」（別添4）の2.（1）から（5）までの内容を準用し、申請・回答様式及び標準処理期間は、一般送配電事業者又は配電事業者が受付を行う場合と同一とする旨

ハ・ニ [略]

- ホ 推進機関は、推進機関が系統アクセスを受け付けた案件、「電気事業法第28条の46第1項の規定による送配電等業務指針の認可の基準について」（別添4）の2.（4）②及び⑤、（5）②及び⑥並びに（6）②及び⑥の案件並びに（10）により提出を受けた情報を分析し、その分析結果を定期的に公表しなければならない旨

- ヘ 推進機関は、系統連系希望者がその発電用電気工作物を電力系統に接続する際、送変電設備の増強が必要になることが見込まれる場合、当該系統連系希望者に対して、一般送配電事業者又は配電事業者が近隣の電源接続案件を募り、複数の系統連系希望者による設備増強を行うことができる可能性があることを説明しなければならない旨

ト～ル [略]

⑧ [略]

- ⑨ 推進機関は、一般送配電事業者が「電気事業法第28条の46第1項の規定による送配電等業務指針の認可の基準について」（別添4）の7.（6）①ロ以降の抑制指令を行った場合は、その運用が、法令及び送配電等業務指針に照らして適切に行われていることの確認、検証及び公表を行わなければならない旨

⑩ [略]

（10）～（20） [略]

場合、一般送配電事業者又は配電事業者との間で上記⑥への広域的な周波数調整による接続の可能性も含めた検討の上、系統情報ガイドライン及び「発電設備」の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針」（2015資電部第16号。以下「費用負担ガイドライン」という。）も踏まえた必要な検討を行い、当該系統連系希望者に対して、原則3ヶ月以内に回答を行う旨

- ロ 推進機関が系統アクセスの受付を行う場合は、別添3の2.（1）から（5）までの内容を準用し、申請・回答様式及び標準処理期間は、一般送配電事業者又は配電事業者が受付を行う場合と同一とする旨

ハ・ニ [略]

- ホ 推進機関は、推進機関が系統アクセスを受け付けた案件、別添3の2.（4）②及び⑤、（5）②及び⑥並びに（6）②及び⑥の案件並びに（10）により提出を受けた情報を分析し、その分析結果を定期的に公表しなければならない旨

- ヘ 推進機関は、系統連系希望者がその発電用電気工作物を電力系統に接続する際、送変電設備の増強が必要になることが見込まれる場合、当該系統連系希望者に対して、一般送配電事業者又は配電事業者が近隣の電源接続案件を募り、複数の系統連系希望者による設備増強を行うことができる可能性があることを説明しなければならない旨

ト～ル [略]

⑧ [略]

- ⑨ 推進機関は、一般送配電事業者が別添3の7.（6）①ロ以降の抑制指令を行った場合は、その運用が、法令及び送配電等業務指針に照らして適切に行われていることの確認、検証及び公表を行わなければならない旨

⑩ [略]

（10）～（20） [略]

備考 表中の[ ]の記載は注釈である。